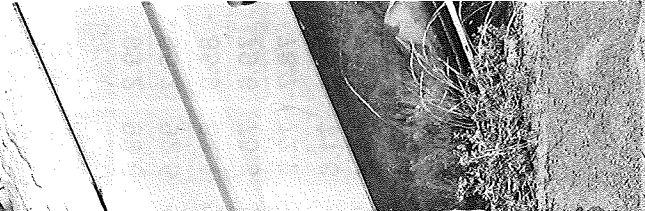


に



14年6月20日撮影

ひだ・しんしゅつ 1947年福島県三春町生まれのカメラマン。日本の職人を主な被写体とし、96年ごろから三春町をテーマに「三春情景」シリーズ。東京七福袋、東京電

東京電力福島第一原発事故の発生以降、多くの地方自治体が被災自治体に職員を派遣するなど支援に乗り出した。警察も警察官や警察車両を送り込んだ。七月の参院選滋賀選挙区で野党統一候補として初当選した嘉田由紀子氏(左)は、滋賀県知事時代の二〇一二年四月に福島県庁を訪問し、避難所も視察した。その後、嘉田氏は派遣職員の激励や避難指示区域の視察のため、何度も福島県入りした。

日々論々

一四年六月の視察に同行した飛田晋秀さんは、そのときの嘉田氏の様子を「二年七月に再移動した関西電力大飯原発3、4号機(福井県おおい町)が事故を起こした場合、原発から三十キロ圏に一部の自治体が入る滋賀県側の対応について気にしていたと思う」と振り返る。メルトダウン(炉心溶融)を伴うような原発事故が発生した場合、放射能の影響が立地自治体だけに収まらないことは、福島事故が示している。(写真・飛田晋秀 文・長久保宏美)



飯鐘村の駐屯場には北海道警のバトカーがとまっていた。遭難の若い警察官たちは「もつぐ交代して戻ります」と話した。2017年6月9日撮影

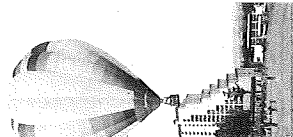
者以外も利用できる。問い合わせは同ホテル☎0242(66)2233へ。

◆交流体験バスツアー一参加者募集
福島県は県外在住の現役世代を対象に、県内で起業した人の講演を聴いたり、その職場を見学したりするバスツアーの参加者を募集している。募集人員は15人。将来的に県内に移住する人を増やす目的。

初回は9月6～8日の2泊3日。6日は郡山市内の企業などを訪ね、磐梯熱海温泉に宿泊。7日は田村市の企業や農家などを訪問、交流し、田村市内に宿泊する。参加費は東京駅(鍛冶橋駐車場)発で2万円。詳しい日程や応募は専用のホームページ「https://1f-fukushima.com」へ。問い合わせは事務局☎024(983)8955へ。

日本橋 しま館
M I D E T T E
営業時間 平日・午前10時30分～午後8時
土日祝日・午前11時～午後6時
(年末年始は休館)
☎03(6262)3977

※福島県産品や催し物の案内を、原則毎月第2木曜日に掲載します。



いま政党が脚光を浴びている。七月の参院選挙で、これまでワ物扱いすらされ、「諸派」として多くのテレビや新聞の扱いも「その他選挙候補」だった政治団体が一転、いわれつきとした国政政党として、国会内外での活動が認められることになったからだ(「NHKから国民を守る党(N国)」は二〇一九年の統一地方選で、すでに十六人の公認候補を当選させてもいる)。得票数で見ても「れいわ新選組(れいわ)やN国が、歴史ある社会民主党(社民)より多いのが実態だ。日本の場合、法律上で政党を定義しているものは四つあ

り、公職選挙法、政党助成法と政党法人化法に、政治資金規正法である。報道によると、れいわから、政治資金規正法に基づく政党届が総務省にあり、七月二十一日付で認められたようだ。これにより、企業団体献金の受け入れが可能となるほか、個人献金の受け入れ可能額も、寄付者一人当たり年間最大三千万円に倍増する。また、政党助成法による政党交付金の配分も行われる予定で、一九年分は七千万円近くになる見込みとされている(八月十三日までに総務相に届け出、十月十日

見張り塔から メディアの今

専修大教授・山田健太さん



れいわ、N国が政党に

「言論の自由」を得る

までに交付請求書を出す。同月十八日に八月分から交付金が受け取れる。政党要件を満たさない新興政党が議席を獲得した過去の例として有名なのは、一九九二年の日本新党だ。熊本県知事だった細川護熙氏が立ち上げた新党は、ゼロ議席から四人が当選し、さらに翌年の衆院選でも党勢を拡大、非自民連立政権の首相に就いた。そ

く情報に記載され、国会が運営するサイトから動画でも配信される。まさかないとは思いますが、N国が総務委員会に所属すれば、総務大臣やNHK会長と国会の場で論戦も可能だ。これらはすべて、無料でPRできるツールである。実際、れいわもN国もこれまでのところ主たる伝達ツールはネットだ。れいわのツイート数や、N国のユーチューブ再

生回数は、自民党チャンネルの安倍首相を上回ったとされている。これらがさらに「お墨付き」を得ることによって、拡大することは容易に想像できる。公職選挙法上では、政党として選挙カーやラジオ、はがき

れからすると、山本太郎氏の「政権を狙う」も、まんざら夢ではない話である。そしてこの政党として認められると、大きな「言論の自由」を得ることにもなる。まずは国会内での委員会や本会議での発言は、すぐから

政党巡る立法経緯

1948.7.29 政治資金規正法制定法の目的は「議会制民主政治の下における政党その他の政治団体の機能の重要性及び公職の候補者の職務の公明と公正を確保し、もつて民主政治の健全な発達に寄与すること」①政治団体の健全な発達に寄与すること②特定の公職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対すること、を本来の目的とする団体

52.7.30 公職選挙法改正で衆院選挙にいわゆる確認団体(実質は政党・政治団体)制度を導入(その後、順次拡大)。94年改正で衆院廃止、政党にのみ政治活動を容認。参院は名簿届け出政党が確認

見広告(投票を直接促す「誘引する広告」)枠は獲得できなかった。こうして、いまの法制度では、政党が格別優遇された言論活動の枠を有する

つくりになっており、逆の見方からすると、むしろこうした「特別扱い」を見直す時期にきているともいえる。(毎月第2木曜日に掲載)

団体で、2019年参院選挙では13団体
95.1.1 小選挙区制導入に合わせ政党助成法が施行され、政治団体(法人格を有する政党)に政党交付金を交付。交付金総額は国勢調査の人口に250円を乗じた額(現在約318億円)。法的には「議会制民主政治における政党の機能の重要性にかんがみ、国が政党に対して政党交付金による助成を行うこと」とにより「政党の政治活動の健全な発達を図り、もつて民主政治の健全な発達に寄与すること」。政党要件は①国会議員が5人以上所属するか、②国会議員1人以上で、直近の衆院選挙が参院選挙、またはその前の参院選挙のいずれかにおいて、全国で2%以上の得票(選挙区が比例代表か)いずれば